

平成27年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概要版)

平成28年9月

島根県監査委員

平成27年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

第1 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

第2 審査の方法

審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条の趣旨に従って行われているかどうか、決算書等が地方公営企業法等の会計基準に基づき適正に処理されているか、これら決算書等と関係諸帳簿及び証拠書類とを調査・照合するとともに、病院局及び企業局から説明を受け、併せて定期監査及び毎月実施してきた現金出納検査の結果をも考慮して慎重に審査を行った。

また、各事業会計について経営が効率的に行われているかどうか、経営分析を併せて実施した。

なお、病院事業会計については、平成27年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見への措置状況について聞き取り、その改善の状況を確認した。

第3 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

第4 審査意見

I 病院局

1 病院事業会計

病院事業は、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、その運営を病院事業管理者の権限と責任において実施している。

これまで、医師を始め看護師、薬剤師等医療従事者の確保に向けた処遇改善や院内保育所の開設、あるいは病院機能の充実のため機動的な設備投資を行うなど当面の課題に対し柔軟な対応を行ってきた。

また、平成27年3月に改定した「島根県病院事業中期計画2015」（計画期間：平成27年度～平成30年度）に基づき、医療機能の充実と政策医療の推進、地域医療への支援強化、職員の育成・確保に重点的に取り組んでいる。

現在、地域医療構想を踏まえた中期的な経営方針の策定が求められており、病床機能の分化と連携が促進される中で、中央病院及びこころの医療センターの両病院について、県立病院としての役割を再度明確にするとともに、将来的な医療需要に対応した質の高い医療の提供と安定した経営の両立を目指していく必要がある。

(1) 中央病院

ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

特に、平成17年1月には「地域がん診療連携拠点病院」として、平成18年1月には「総合周産期母子医療センター」としての指定を受け、また、平成23年度には、感染症対策強化のため感染症外来棟の整備を行い、一層の医療機能の充実を図っている。さらに、平成27年7月には「地域医療支援病院」の承認を受け、地域の医療機関との一層の連携強化が図られた。

また、救命救急率の向上、後遺症の軽減を目的に平成23年6月から運航が開始されたドクターヘリの基地病院として救命救急医療に取り組んでおり、

年間の運航実績は600件を超えている。ドクターヘリには医師、看護師が同乗するため、地域における医師不足をサポートしている状況もある。

イ 経営の状況

平成27年度の損益の状況をみると、総収益は201億7,440万円余で、前年度に比べ5億1,592万円余(2.6%)の増となった。総費用は206億5,394万円余で、前年度に比べ26億8,279万円余(△11.5%)の減となった。

このことにより、平成27年度は4億7,953万円余の純損失となり、平成27年度末の未処理欠損金は181億5,456万円余となった。

また、資本的収入額が企業債償還等の資本的支出額に対して不足する額11億3,811万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

その結果、現金預金残高は52億5,321万円余となり、前年度に比べ14億4,173万円余(△21.5%)の減となっている。

ウ 審査意見

新病院建設から17年を経過し、開院時に購入した高額医療機器の更新も必要となっており、計画的な更新を進めているところである。

また、患者数は入院、外来ともに近年減少傾向にあり、平成27年度も前年度に比べて減少した。

については、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して、今後とも安定的な経営の下で、医療機能の充実と質の高い医療の提供に取り組まれない。

1) 医療従事者の確保・定着について

① 医師の確保について

質の高い医療を効果的かつ安定的に提供していくためには、医療従事者の確保・育成が重要であるが、医療従事者の確保は依然として厳しい状況にあり、医師については、病院の努力にもかかわらず、消化器科、小児科、産婦人科、麻酔科など特定の診療科においては十分に確保できていない状況が続いている。

このような中で、(一社)しまね地域医療支援センターが主体となって開催した県外医学生向けのガイダンスに参加したほか、病院の医師を(一社)しまね地域医療支援センターに派遣するなど、若手医師の確保・定着に向けた積極的な取組が進められている。

また、「臨床教育・研修支援センター」を平成28年4月に開設したほか、新専門医制度のスタートに向けて、内科、総合診療科、救命救急科、精神神経科の4診療科で研修プログラムが申請されている。

さらに、医師の業務量の増加に対応した医師事務作業補助者の増員に

よる事務負担の軽減や、初任給調整手当の引き上げなどの処遇改善を進めるとともに、平成27年度には、女性医師支援担当を新設してきめ細かな相談を行うなど、勤務環境の改善に取り組まれてきたところである。

このように、魅力ある病院づくり、医師に選ばれる病院づくりに努められており、初期臨床研修医のマッチングでの充足率は、平成26年度実施分が83%（12人の定員に対して10人）、平成27年度実施分が42%（12人の定員に対して5人）とやや低迷したものの、医学生の病院実習の希望者は、平成27年度の15人から平成28年度において59人に増加し、初期臨床研修に係る病院説明会における参加者も平成28年度において大幅に増加するなど、その成果が現れつつある。

については、今後とも関係大学や（一社）しまね地域医療支援センターとの一層の連携を進めるなどにより医師の確保に努められたい。

② 看護師の勤務環境の整備について

看護師については、職員採用における病院局独自の取組などにより必要人員の採用はできているが、質の高い看護の提供を維持するためには、看護師の採用だけでなく定着を図ることが重要である。

このため、病院局では、看護師の業務負担の軽減を図るため、育児短時間勤務制度や2交代制・3交代制のいずれかを選択可能とする多様な勤務形態を導入するなど、働きやすい環境の整備に取り組まれてきたところである。

また、育児休業後も安心して働けるよう平成22年3月に開設された院内保育所の定員も、平成26年度には60人から85人に拡充された。

さらに、これまでのプリセプター制度（3年目の先輩看護師がマンツーマンで新人の指導や相談役を務める）に加え、平成26年5月にはスタッフ支援室を設置して、専門相談員を配置するなど、気軽に相談ができる体制が整備された。

特に、平成27年4月からは育児休業中の職員に対して、職場復帰に向けた情報提供の充実や育児休業からの復帰支援として段階的な職場復帰体制（フリーアドレスナース制度）が整備された。

については、引き続き職員に対するワーク・ライフ・バランスへの配慮や支援の充実を検討するなど、より働きやすい環境の整備に努められたい。

(2) こころの医療センター

ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取組を行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、医療と教育が連携した入院児童・生徒への支援に取り組んでいる。

イ 経営の状況

平成27年度の損益の状況をみると、総収益は25億7,487万円余で、前年度に比べ7,818万円余(3.1%)の増となり、総費用は23億8,239万円余で、前年度に比べ10億475万円余(△29.7%)の減となった。

このことにより、平成27年度は、1億9,247万円余の純利益となり、平成27年度末の未処理欠損金は42億2,233万円余となった。

また、資本的収入額が企業債償還等の資本的支出額に対して不足する額1,373万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

その結果、現金預金残高は12億6,565万円余となり、前年度に比べ1億8,943万円余の増となっている。

ウ 審査意見

「入院治療中心」から「地域生活中心」という流れが進む中で、入院患者数は平成23年度から減少が続いていたが、平成27年度は前年度に比べ増加し、病床利用率は75.9%と前年度に比べ上昇した。また、外来患者数も前年度に比べ増加している。

については、こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業に取り組まれない。

1) 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関としての整備及び取組について

こころの医療センターについては、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）」による指定入院医療機関としての指定を受けるため、平成28年度に必要な病棟施設の整備を行い、平成29年度中に入院医療を開始する予定となっている。

この指定を受けた医療機関は、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他

害行為を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した人に対して、社会復帰を促進するための適切な医療を提供することとなるため、こころの医療センターにおいては、その実施に向けて病棟施設の一部の改修、必要な医療従事者の確保、適切な病棟運営のための各種マニュアル等の整備が当面の課題となっている。

については、これらの課題に適切に対処され、指定入院医療機関としての業務が円滑に開始されるよう努められたい。

また、病棟の改修に伴い病床数が現在より減少するため、これに対応した適切な病院経営や、現在の入院患者が転院する必要がある場合の受け入れ先の確保に向けた地域の医療機関との緊密な連携等に努められたい。

(3) 病院全事業

ア 審査意見

1) 新公立病院改革プランの策定について

病院局では、県立病院として県民から期待される役割を果たし、安定的に良質な医療を県民に提供していくため「島根県病院事業中期計画2015（計画期間：平成27年度～平成30年度）」を策定し、各病院の取組を推進している。

中央病院においては、電子カルテシステムの更新整備に着手するとともに、平成27年7月には地域医療支援病院の承認を受けるなど、当該計画において定められた取組が着実に実行されてきた。

また、平成28年4月には臨床研修を専門に扱う「臨床教育・研修支援センター」が設置されるなど、臨床研修体制の充実も図られているところである。

同様に、こころの医療センターにおいても、心神喪失者等医療観察法による入院病床整備方針の決定など、計画された取組が着実に進められているところである。

しかし、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、経営効率化を図り、持続可能な自治体病院経営を目指すため、平成28年度中に「新公立病院改革プラン（計画期間：平成28年度～平成32年度）」を策定することとされていることから、病院局においては、島根県病院事業中期計画を改定し、この改定後の中期計画を新公立病院改革プランとして、将来的な医療需要に対応することが予定されている。

については、この新たに策定される新公立病院改革プランに基づいて、医

療の質を確保しながら経営改善の推進に努められたい。

2) 医療費の個人負担未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携等により医療費の個人負担未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組まれているところである。

この未収金に係る適切な債権管理については、これまでも意見を述べたところであり、病院局においては滞納未収金収納業務の法律事務所への一部委託を行う等、効果的な債権回収に向けた取組を進められた結果、平成27年度末には個人負担未収金のうち発生から1年以上経過したものは両病院合計で1億3,155万円余となり、8年連続して減少した。

については、今後も引き続き医療費の個人負担未収金の縮減に向けて努力されるとともに、両病院の滞納未収金対応要綱を適時に改正するなど、適切な債権管理事務を進められたい。

3) 消費税率引上げへの対応について

病院が薬品や診療材料、医療機器等を購入する際には消費税が課税されるが、診療報酬は非課税扱いとされているため、病院は患者に転嫁できず、実際の納税計算に当たって控除できなかった仮払消費税及び地方消費税に係る金額については、病院の負担となっている。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引上げられた際、国は、負担増分は診療報酬改定において措置済みとの立場を採ったところだが、実際に病院が負担している額に比べ極めて不十分なものとなっている。

今後、消費税率の再引上げが行われる場合には、これによりさらに病院負担の額が増加し、病院経営に大きく影響が及ぶ懸念がある。

については、引き続き消費税に係る動向を注視しながら、全国自治体病院開設者協議会等関係団体とも連携し、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的な見直しを図るよう国への要望活動に継続して取り組まれたい。

4) 効果的な情報発信について

県立病院においては、全県を対象に高度・特殊・専門医療を提供する医療機関として診療機能の充実のために様々な取組がなされており、ドクターヘリの基地病院として、その活用も図られている。

また、本年度発生した熊本地震においては、基幹災害拠点病院として県内最多の医療チームを派遣するとともに他医療機関の医療チームの支援を行っている。

こうした県立病院の果たしてきている公的な役割や医療機能については、

従前から情報発信がなされているところではあるが、さらに広く県民に理解していただくとともに、医師等の医療従事者の確保の面からも、中央病院やこころの医療センターの魅力を伝えていくことが重要である。

については、パブリシティの積極的な推進等により、より効果的な情報発信に努められたい。

II 企業局

1 電気事業会計

ア 事業の概要

島根県の電気事業は、戦後復興期の電力増強の要請に応じるために、昭和26年、土木部砂防電気課において砂防事業と共同で三成発電所を建設したことを始まりとしている。その後の国内の電気供給については、石油・石炭・原子力を熱源とする出力100万kWを超える大規模発電施設が各所に設置され、安定した需給関係が形成されてきた。他方で、有限な化石エネルギーの枯渇や地球温暖化の問題を受け、島根県においても、エネルギーの安定供給や地球温暖化の原因となるCO₂の排出抑制を図るため、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、平成20年6月の改定を経て、再生可能エネルギーの導入に取り組んできた。企業局においても、県の計画に沿い、水力発電事業と風力発電事業の2事業に加え、新たに平成26年3月から江津浄水場太陽光発電所の運転を開始し、現在では再生可能エネルギーを利用した三方式で事業展開している。

水力発電事業は、三成発電所等12発電所（13発電機）において最大出力26,950kW、風力発電事業は江津高野山発電所等2発電所（風車12基）において最大出力22,500kW、太陽光発電事業は江津浄水場太陽光発電所等3発電所において最大出力3,430kWの規模で発電し、いずれも中国電力株式会社を通し電力供給している。

平成27年度に企業局が供給した電力量は135,202MWhで島根県全体の電力需要量5,143,483MWhの2.6%を占めている。

イ 経営の状況

平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を適用しており、このことが経営改善の要因となっている。

平成27年度の実績をみると、供給電力量は、水力発電事業では108,718MWhで、八戸川系の発電所が長期点検及びリニューアル工事のため発電を停止していることを主な要因として目標電力量を18,413MWh(△14.5%)下回り、前年度に比べて21,784MWh(△16.7%)減少した。電力料収入は、13億7,473万円余で、前年度に比べて1億1,721万円余(△7.9%)の減収となった。

風力発電事業は25,592MWhで、高野山5号機、大峯山1号機などの故障停止により、目標電力量に比べて13,361MWh(△34.3%)下回り、前年度に

比べても4,608MWh(△15.3%)減少している。電力料収入は、4億9,577万円余で、前年度に比べて8,812万円余(△15.1%)の減収となった。

太陽光発電事業は892MWhで、平成26年3月に運転開始された江津浄水場太陽光発電所は全期間順調に発電されたものの、江津地域拠点工業団地、三隅港臨海工業団地太陽光発電所の運転開始が計画より1か月遅れて平成28年3月となったため、目標電力量を56MWh(△5.9%)下回った。電力料収入は、3,243万円余で、前年度に比べて1,226万円余(60.8%)の増収となった。

電力事業全体の平成27年度の損益の状況は、総収益は21億3,235万円余となり、前年度に比べ5億9,880万円余(△21.9%)減少し、総費用は19億4,163万円余で、前年度に比べ3,058万円余(1.6%)増加した。その結果、1億9,072万円余の純利益となり、平成27年度末の利益剰余金は、13億1,274万円余となった。

なお、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額6億6,221万円余は、過年度分減債積立金等で補てんしている。

ウ 審査意見

島根県では平成27年2月に島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例を定め、同年9月にはこの条例に基づき「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定したところである。この条例は、県民、事業者、県、市町村が一体となって、その導入について理解を深め、推進することを目的としており、基本計画では県内電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合を平成26年度末実績21.2%から平成31年度末30.4%とする目標としている。企業局においても、再生可能エネルギーの導入の推進、新技術に関する情報収集、学習機会の提供、知識の普及啓発の分野で一定の役割を果たすことが期待されている。

については、経営の安定を第一義とし、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 水力発電施設の更新について

既存の水力発電所は、発電開始後60年以上経過した三成発電所をはじめとして老朽化した施設が多く、その長寿命化対策が今後の大きな課題である。

八戸川発電所・三成発電所等5か所の発電所について、平成28年度から32年度にかけて更新することとし、併せて固定価格買取制度の適用を受けるため、電気設備と水圧鉄管の全て及び導水路の一部について設備の更新を計画している。

完了後は売電収入の増加により財務状況の改善も見込まれるが、一連の更新は大きな投資であり、運転停止も伴うことから一定期間財務状況が悪化することは避けられない。従って、今後のメンテナンス費用の節減に資するよう工夫するとともに、工事による運転停止期間の短縮に努めるなど、合理的な方法で取り組まれない。

2) 風力発電の安定的な運用と効率的な経営について

風力発電については、平成16年2月から隠岐大峯山発電所、平成21年2月から地方公共団体としては国内最大規模となる江津高野山風力発電事業所の営業運転を行っている。

営業運転開始からそれぞれ12年及び7年が経過し、この間に最適な運用に向けさまざまな取組が行われているが、平成27年度の供給電力量は隠岐で目標4,181MWhに対し2,400MWh(57.4%)、江津で目標34,772MWhに対し23,192MWh(66.7%)となっている。これまでに目標を達成したことはなく、供給電力量は低下してきている。機械故障や災害による運転停止期間を極力短縮化し、安定的な運営に向けさらに取り組まれない。

また、機械故障や災害による運転停止は、直ちに減収となり、復旧のためには予定しない費用が発生する。これをカバーするため一定の損害保険等に参加しているが、より適切な保険を選択するとともに、事故発生後の保険手続などを適切に進め、効率的な経営に取り組まれない。

さらに、今後の維持修繕については、固定価格買取制度の期限(大峯山：平成36年5月、高野山：平成41年4月)を考慮して、計画的に取り組まれない。

3) 小水力発電の新規開発と支援について

主に既存の水流を利用し、大規模施設を新設しない小水力発電(1,000kW未満)については、環境への負荷も小さく、固定価格買取制度でも優遇されており、県内では平成26年度末実績で23発電所(中国電力7、県企業局6、JA5、市町5)総出力7,335kWが開発され、中国5県で1位である。県で定めた「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」では、小水力発電の平成31年度末の目標を平成26年度末実績に対し518kW増加の総出力7,853kWとしている。

これまで培ってきた知識や経験を生かし、小水力発電所の新規開発に取り組むとともに、市町村や民間団体の小水力発電所への技術支援等に引き続き努められない。

2 工業用水道事業会計

ア 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道と江の川工業用水道の2事業を行っている。飯梨川工業用水道事業は最大日量 34,000 m³の給水能力を有し、県東部の31事業所に給水を行った。給水能力に対する契約水量（基本使用水量）の割合である契約率は前年度から0.1ポイント下落し59.0%となった。

江の川工業用水道事業は最大日量 15,000 m³の給水能力を有し、江津地域拠点工業団地に進出した3事業所に対し給水を行った。原水の契約水量（全体の58.7%）を含む契約率は前年度に比べ24.3ポイント増加し54.5%となった。

イ 経営の状況

平成27年度の損益の状況をみると、総収益2億768万円余で、前年度に比べて15億6,916万円余（△88.3%）の減となり、総費用は1億6,425万円余で、前年度に比べて24億1,162万円余（△93.6%）の減となった。

その結果、4,343万円余の純利益となり、平成27年度未処理欠損金は14億1,994万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額6,666万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

施設別の状況は、飯梨川工業用水道事業が3,015万円余の純利益となり、江の川工業用水道事業は、平成26年度に減損会計を適用して減損損失を計上した効果などから、平成27年度は1,328万円余の純利益となった。

ウ 審査意見

事業収益の元となる契約水量の大幅な伸びが期待できない状況にあるなかで、施設の老朽化も進んでおり、大規模な修繕や、設備の更新の必要も見込まれることから、今後の収支の悪化が予想されるところである。

については、持続可能で安定した給水を行う上で企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 施設の老朽化対策について

飯梨川工業用水道施設は昭和44年の給水開始から間もなく50年が経

過し、管路の法定耐用年数である40年を超えている。江の川工業用水道施設についても、一部の施設で建設から30年以上が経過し、管路の法定耐用年数に近づいているところである。

直ちに給水に重大な問題が発生することは想定されていないが、老朽化が進んでおり、日常の点検や定期点検を適切に行い施設の老朽化の程度を十分に把握し、必要な修繕を適時適切に行われたい。

また、施設の長寿命化や更新のための計画策定に当たっては、将来の水需要に見合う適正な施設規模や耐震化対策を含め十分検討され、今後も産業インフラである工業用水が安定して供給できるよう努められたい。

2) 江の川工業用水道事業の給水先事業所の開拓について

江の川工業用水道事業は営業開始以降連続して赤字が続いていたが、契約水量の増加や平成26年度に減損会計を適用して減損損失を計上した効果などから、平成27年度は黒字になった。

契約率は平成27年度54.5%となり初めて50%を超えている。

省資源・省エネ社会に適合した産業構造への転換も進んでおり、従来の用水型の企業誘致活動も厳しい状況にあるが、江の川工業用水道事業の経営健全化は、江津地域拠点工業団地への企業誘致施策と密接な関わりがあるところであり、今後も引き続き知事部局、地元市、関係団体等と連携して積極的に企業誘致を進め、給水先事業所の開拓に努められたい。

3 水道事業会計

ア 事業の概要

水道事業は、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）と江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は、最大日量52,000 m³の配水能力（送水する能力）を有し、松江市、安来市に送水を行い、施設利用率（配水能力に対する1日平均配水量の割合）は59.1%であった。

斐伊川水道事業は、最大日量35,400 m³の配水能力を有し、松江市、出雲市、雲南市、斐川宍道水道企業団に送水を行い、施設利用率は67.9%であった。

江の川水道事業は、最大日量27,000 m³の配水能力を有し、大田市、江津市に送水を行い、施設利用率は43.8%であった。

イ 経営の状況

平成27年度の損益の状況をみると、24億4,791万円余の総収益となり、前年度に比べ3億8,556万円余（18.7%）増加した。総費用は32億6,876万円余で、前年度に比べ12億5,135万円余（62.0%）増加した。

その結果、8億2,084万円余の純損失となり、平成27年度未処理欠損金は7億7,591万円余となった。

また、資本的収入額が企業債償還金等の資本的支出額に対して不足する7億1,546万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

施設別の状況は、島根県水道用水供給事業のうち斐伊川水道事業は、前年度に比べて営業収益が増加したこともあり、4,664万円余の純利益となった。また、飯梨川水道事業は、前年度に比べて営業収益がやや減少しているが、営業費用がそれ以上に減少し、3,467万円余の純利益となった。その結果、島根県水道用水供給事業としては8,131万円余の純利益となった。

江の川水道用水供給事業は平成7年度から引き続き純利益を計上していたが、平成27年度に送配水設備等を大田市、江津市の2市へ無償譲渡したことにより発生した特別損失13億3,214万円余の影響もあり9億216万円余の純損失となった。

ウ 審査意見

水道事業は住民生活に直結する事業である。将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給が求められる。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 老朽化した施設の適切な維持管理について

飯梨川水道施設は昭和44年の給水開始から間もなく50年が経過し、管路の法定耐用年数である40年を迎えつつある。江の川水道施設も昭和60年の送水開始から30年以上が経過し、同じく管路の法定耐用年数に近づいているところである。老朽化の進行は、それぞれ埋設されている地点の地盤の安定性や地質に大きく左右されるところであり、漏水の状況など日ごろから注意する必要がある。

安全で良質な水道水を安定して供給していくために、日常の点検や定期点検を適切に行い施設の老朽化の程度を十分に把握し、耐震化対策を含め、

必要な修繕を適時適切に行われたい。

2) 水需要減少への対応について

日本の総人口は平成20年をピークとして減少に転じ、島根県では平成26年4月1日に戦後初めて70万人を割り、特に県西部の人口減少は著しいものがある。江の川水道の受水団体である大田市と江津市の人口は合わせてこの5年間で6.9%減少し、配水量は8.1%減少している。飯梨川水道の受水団体である松江市と安来市の人口は合わせてこの5年間で1.4%の減少であるが、節水の意識も高まり、配水量は12.2%の減少となっている。

今後も、人口の減少と節水型設備の普及、節水意識の高まりから水需要は減少していくものと考えられる。

更新等の設備投資は水道料金への影響も大きいことから、将来的な水需要を的確に判断され、それに応じた施設能力の検討を十分行ったうえで、長寿命化や更新のための計画策定に取り組まれない。

4 宅地造成事業会計

ア 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地の2事業を行っている。

平成27年度は、新たな分譲はなく、分譲率は江津地域拠点工業団地36.0%（造成済面積に対しては80.4%）及び江島工業団地92.8%となっている。

イ 経営の状況

平成27年度の損益の状況をみると、総収益は2,592万円余で、前年度に比べ4億659万円余（△94.0%）減少し、総費用は5,485万円余で、前年度に比べ3億7,917万円余（△87.4%）の減少となった。

その結果、2,893万円余の純損失となり、平成27年度末の利益剰余金は2,011万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額169万円余は、損益勘定留保資金で補てんしている。

ウ 審査意見

江津地域拠点工業団地の総面積は 73.8ha（うち工業用地面積は 47.3ha）で、昭和 55 年度から造成に着手し、平成 27 年度末現在の造成済工場用地は 21.2ha となっており、企業進出にあわせて造成工事を行うこととしている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 企業誘致の促進について

江島工業団地については、完売を目指して、残存する区画への企業誘致や既存進出企業の事業拡大等の機会を逃さず、未分譲地の販売を進められたい。

江津地域拠点工業団地においては、平成 28 年度福光浅利道路の事業化が決定されるなど山陰道の整備によるアクセスの改善が見込まれるため、引き続き、造成済区画の完売及び工業用地の 55 % を占める未造成地の造成についても新規立地の動向を踏まえて検討を進め、関係部局・団体等と連携を緊密にとり企業誘致の促進に努められたい。

5 企業局全事業

ア 審査意見

1) 経営計画の確実な取組について

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とし、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たし、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進が図られるよう求められている。

一方、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつある。企業局にあっては経営環境の変化に適切に対応していく必要がある。

については、平成 28 年 3 月策定された島根県企業局経営計画（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）に基づき、目標の達成状況や取組の進捗状況を検証・評価しながら着実な計画の実施に努められたい。

2) 電気事業、水道事業等の県民への分かりやすい説明について

公営企業は県民の生活の中で大きな役割を担っている。現在、企業局で

は、事業への理解促進のため、風力発電所や浄水場など施設の見学者受入れ、学校授業などに出向いて解説する出前講座、さらにペットボトル入り水道水やダムカードなどPRグッズの作成配布など、様々な活動を実施している。こうした取り組みを通して、県民の正しい理解が得られるよう引き続き取り組まれない。